

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年7月13日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

令和2年度定期監査（前期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和元年度を範囲として実施した。対象機関は次のとおり。

- (1) 小学校（4校）： 盛小学校、大船渡小学校、大船渡北小学校、末崎小学校
- (2) 中学校（3校）： 第一中学校、大船渡中学校、綾里中学校

2 監査の重点項目及び着眼点

重点項目及び着眼点を次のとおりとし、実施した。

- (1) 令和元年度予算執行状況について
 - ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 施設、設備の維持管理状況について
 - ・ 財産の管理について、管理責任者は明確か。
 - ・ 財産の維持管理及び補修は適切になされているか。
 - ・ 消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- (3) 物品の管理状況について
 - ・ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
 - ・ 物品の購入手続、価格、規格は適切か。
 - ・ 物品の納品時には、発注者以外の検収担当者が、発注書の証憑類と納入物の一致を確認しているか。
 - ・ 備品の関係帳簿等は、適正に整理されているか。また、定期的に現物の確認を行っているか。
 - ・ 寄附物品は寄附收受の手続きがとられ、関係帳簿等に適正に管理されているか。
 - ・ 紛失、破損、盗難、廃棄、その他不用の処理は適正に行われているか。
 - ・ 物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。
- (4) 現金等及び通帳の取扱いについて
 - ・ 現金、通帳、郵券などの出納保管者を限定しているか。
 - ・ 現金出納簿、郵券受払簿等の帳簿類は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、定期的に、帳簿等の点検を行っているか。
 - ・ 定期的に、出納簿等の残高と現物の照合を行っているか。
 - ・ 現金の取扱時は複数人で対応しているか。
 - ・ 状況に応じた適切な現金等の管理の方法を徹底しているか。
 - ・ 責任者は金庫の施錠状況を定期的に確認しているか。

3 監査の主な実施内容

(1) 事務局職員による事前監査

- ・ 監査資料の提出を求め、当該資料を確認するとともに、必要に応じ、資料内容について聴取した。
- ・ 上記について監査調書を作成し、監査委員に報告した。

(2) 監査委員による監査

監査資料、監査調書及び関係諸帳簿を確認するとともに、校長、副校長及び担当職員から事情聴取を行った。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 場 所： 対象機関の会議室等

(2) 日 程： 令和2年5月14日から令和2年7月13日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、次の事項について、口頭で指導した。

対象機関	口頭指導内容
盛 小 学 校	郵券管理における出納状況の確認及び鍵台帳の整備
大 船 渡 小 学 校	鍵台帳の充実
大船渡北小学校	備品台帳への寄附事項の明記及び鍵台帳の整備
末 崎 小 学 校	市内出張の事務処理方法及び鍵台帳の整備
第 一 中 学 校	鍵台帳の整備
大 船 渡 中 学 校	鍵台帳の整備
綾 里 中 学 校	P T A会計等の私会計の集金時期及び鍵台帳の整備